

◎新潟県告示第378号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和7年4月1日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 基本測量（三角点改測、高度地域基準点測量）
- 2 作業期間 令和6年2月1日から令和7年2月28日まで
- 3 作業地域 新潟県長岡市、柏崎市、小千谷市、十日町市、糸魚川市、妙高市、上越市、佐渡市、南魚沼市、三島郡出雲崎町、南魚沼郡湯沢町、中魚沼郡津南町、刈羽郡刈羽村